

# 財産評価基本通達の改正について

Issue 19, June 2017

## In brief

国税庁は、2017年4月27日に財産評価基本通達の一部を改正しました。改正後の財産評価基本通達は2017年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されます。

## In detail

2017年4月27日に、財産評価基本通達の一部の改正が行われました。

以下では、財産評価基本通達の改正のうち、企業オーナーに特に影響のある取引相場のない株式の相続税評価の見直しについて解説します。

### 1. 類似業種比準方式の見直し

#### (1) 改正の内容

類似業種比準方式の類似業種の株価、上場会社の比準要素の計算のベース(連結または単体)、配当・利益(所得)・簿価純資産の比重割合について、見直しが行われました。

この改正は、2017年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

#### <改正前:類似業種比準方式>

$$\begin{array}{r}
 \text{1株あたり} \\
 \text{類似業種} \\
 \text{比準価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{類似} \\
 \text{業種の} \\
 \text{株価} \\
 \text{【※1】}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{配当} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{配当【※2】}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{利益} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{利益【※2】}
 \end{array}
 \times 3
 +
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{簿価純資産} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{簿価純資産} \\
 \text{【※2】}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 5 \text{【※3】}
 \end{array}
 }
 \times \text{斟酌率}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{1株あたり} \\
 \text{資本金等の額} \\
 \text{50円}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 50 \text{円}
 \end{array}
 }$$

#### <改正後:類似業種比準方式>

$$\begin{array}{r}
 \text{1株あたり} \\
 \text{類似業種} \\
 \text{比準価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{類似} \\
 \text{業種の} \\
 \text{株価} \\
 \text{【※1】}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{配当} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{配当【※2】}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{利益} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{利益【※2】}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{評価会社の} \\
 \text{簿価純資産} \\
 \text{類似業種の} \\
 \text{簿価純資産} \\
 \text{【※2】}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 3 \text{【※3】}
 \end{array}
 }
 \times \text{斟酌率}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{1株あたり} \\
 \text{資本金等の額} \\
 \text{50円}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 50 \text{円}
 \end{array}
 }$$

|     | 【※1】<br>上場株価の対象                           | 【※2】<br>上場標本会社の決算対象 | 【※3】<br>配当:利益:簿価純資産の比率 |
|-----|---|---------------------|------------------------|
| 改正前 | 課税時期の前月、前々月、前々月の前月、前年平均の4つのうち最も低いものを選択可   | 連結決算を反映しない          | 1:3:1                  |
| 改正後 | 上記に、課税時期の属する月以前2年間平均が追加され、5つのうち最も低いものを選択可 | 連結決算を反映する           | 1:1:1                  |

#### (2) 類似業種の株価の改正の趣旨

従来から、類似業種の株価については、類似業種比準価額の計算において、上場会社の株価の急激な変動による影響を緩和する趣旨から、一定の選択肢が設けられていましたが、最近の株価の動向を踏まえると、株価の急激な変動を平準化するにはその期間が2年程度必要であると考えられること及び現行においても課税時期が12月の場合には、前年平均株価の計算上前年の1月までの株価を考慮しており、実質的に24か月(2年間)の株価を考慮している実態があることから、課税時期の属する月以前2年間の平均株価も選択可能とされました。これにより、納税者は、①課税時期の前月、②その前々月、③その前々月の前月、④前年、⑤前2年間の平均のうち、最も低いものを選択することが可能となります。

#### (3) 類似業種の上場会社の比準要素の計算のベースの改正の趣旨

上場会社については、連結決算に係る財務情報を公表することが原則義務付けられており、投資判断に当たりその財務情報も重視されて株価の形成要素となっていると考えられることから、より適切な時価を算出するため、類似業種の比準要素の数値について、連結決算が反映されることとなりました。

具体的には、類似業種の1株当たりの利益金額については、市場において当期純利益が株価の分析対象とされていること及び課税所得金額が税引前当期純利益に基づき計算されていることとのバランスから、「税引前当期純利益」(連結決算上は、「税金等調整前当期純利益」が該当)を基に計算することとされました。

また、類似業種の1株当たりの純資産価額については、企業会計上の純資産が資産と負債の差額に基づく概念であることを踏まえ、(連結)財務諸表における資産と負債の差額である純資産の部の合計額を基に計算することとされました。

#### (4) 3要素の比重割合についての改正の趣旨

3つの比準要素である配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重は、平成12年の評価通達改正以前においては、株価形成に与える影響度が等しいものとして取り扱われていましたが、平成12年の評価通達の改正時に、国税庁において上場会社のデータに基づき検証作業等が行われたところ、これらの要素の比重を1:3:1とした場合が最も適正に株価の算定がなされると認められたことから、1:3:1の割合により計算する旨の改正が行われた経緯があります。

今般、国税庁において、平成12年の評価通達の改正時と同様に、上場会社のデータに基づき、個別の上場会社について、これらの要素の比重をどのようにすると最も当該上場会社の株価に近似する評価額を導くか、それぞれの要素の比重を変えて検証作業が行われました。

その結果、1:1:1という比重が最も実際の株価と評価額との乖離が少なく、適正に「株価」が算出されると認められたことから、これを踏まえて比重を1:1:1とする改正が行われました。

## 2. 会社規模の判定基準の見直し

### (1) 改正の概要

取引相場のない株式の原則的評価において、評価方式を決定する際に用いる会社規模区分の基準について、大会社及び中会社の適用範囲が拡大されました。

従来は従業員数が100人以上の会社は大会社とされていましたが、改正後は、従業員数が70人以上の会社は大会社とされることとなりました。従業員数が70人未満の会社は、下記に示す改正後の区分に基づき判定することとなります。

この改正は、2017年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用されます。

#### <改正前：適用される評価方式決定のための会社規模の判定>

| ①総資産価額（帳簿価額）       |                    |                    | ②従業員数         | ③取引金額            |                    |                    | 会社規模<br>（類似の加味割合） |
|--------------------|--------------------|--------------------|---------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 卸売業                | 小売・<br>サービス業       | その他<br>の業種         |               | 卸売業              | 小売・<br>サービス業       | その他<br>の業種         |                   |
| 20億円以上             | 10億円以上             | 10億円以上             | 50人超          | 80億円以上           | 20億円以上             | 20億円以上             | 大会社               |
| 14億円以上<br>20億円未満   | 7億円以上<br>10億円未満    | 7億円以上<br>10億円未満    | 100人未満        | 50億円以上<br>80億円未満 | 12億円以上<br>20億円未満   | 14億円以上<br>20億円未満   | 中会社の大<br>(0.9)    |
| 7億円以上<br>14億円未満    | 4億円以上<br>7億円未満     | 4億円以上<br>7億円未満     | 30人超<br>50人以下 | 25億円以上<br>50億円未満 | 6億円以上<br>12億円未満    | 7億円以上<br>14億円未満    | 中会社の中<br>(0.75)   |
| 7,000万円以上<br>7億円未満 | 4,000万円以上<br>4億円未満 | 5,000万円以上<br>4億円未満 | 5人超<br>30人以下  | 2億円以上<br>25億円未満  | 6,000万円以上<br>6億円未満 | 8,000万円以上<br>7億円未満 | 中会社の小<br>(0.6)    |
| 7,000万円未満          | 4,000万円未満          | 5,000万円未満          | 5人以下          | 2億円未満            | 6,000万円未満          | 8,000万円未満          | 小会社               |

↓  
どちらか下位の区分

↓  
どちらか上位の区分

#### <改正後：適用される評価方式決定のための会社規模の判定>

| ①総資産価額（帳簿価額）       |                      |                      | ②従業員数         | ③取引金額            |                      |                    | 会社規模<br>（類似の加味割合） |
|--------------------|----------------------|----------------------|---------------|------------------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 卸売業                | 小売・<br>サービス業         | その他<br>の業種           |               | 卸売業              | 小売・<br>サービス業         | その他<br>の業種         |                   |
| 20億円以上             | 15億円以上               | 15億円以上               | 35人超          | 30億円以上           | 20億円以上               | 15億円以上             | 大会社               |
| 4億円以上<br>20億円未満    | 5億円以上<br>15億円未満      | 5億円以上<br>15億円未満      | 70人未満         | 7億円以上<br>30億円未満  | 5億円以上<br>20億円未満      | 4億円以上<br>15億円未満    | 中会社の大<br>(0.9)    |
| 2億円以上<br>4億円未満     | 2.5億円以上<br>5億円未満     | 2.5億円以上<br>5億円未満     | 20人超<br>35人以下 | 3.5億円以上<br>7億円未満 | 2.5億円以上<br>5億円未満     | 2億円以上<br>4億円未満     | 中会社の中<br>(0.75)   |
| 7,000万円以上<br>2億円未満 | 4,000万円以上<br>2.5億円未満 | 5,000万円以上<br>2.5億円未満 | 5人超<br>20人以下  | 2億円以上<br>3.5億円未満 | 6,000万円以上<br>2.5億円未満 | 8,000万円以上<br>2億円未満 | 中会社の小<br>(0.6)    |
| 7,000万円未満          | 4,000万円未満            | 5,000万円未満            | 5人以下          | 2億円未満            | 6,000万円未満            | 8,000万円未満          | 小会社               |

↓  
どちらか下位の区分

↓  
どちらか上位の区分

## (2)改正の趣旨

取引相場のない株式等を評価する際の会社規模の判定基準における指標(総資産価額、従業員数、直前期末1年間における取引金額、以下「総資産価額等」という)について、近年の上場会社の実態に合わせて、法人企業統計調査(財務省)等に基づき、以下の考え方により改正が行われました。

### ①大会社

大会社は、従来から上場会社に匹敵するような規模の会社と区分されており、法人企業統計調査に基づき、上場審査基準に相当する総資産価額等を算出することとされています。

ところで、国内証券市場については、マザーズ、JASDAQ等の新興市場が創設され、更に、近年、新興市場を含む金融商品取引所が順次再編されており、上場審査基準も見直しが行われ、上場会社の実態にも変化が生じています。

そこで、近年の上場会社の実態に合わせて、現在の市場審査基準を基に規模区分の金額等の基準が見直されることとなりました。具体的には、代表的な株式市場である東京証券取引所第一部等の市場審査基準のみならず、新興市場の市場審査基準についても加味した上で、法人企業統計調査に基づき大会社の総資産価額等が算出されました。

### ②中会社

イ. 類似業種比準価額の加味割合(以下「L」とする)の割合が0.9の会社

中会社は大会社と小会社の中間の規模の会社であり、とりわけLの割合が0.9の会社は、大会社に準ずる会社であって、上場を企図すればすぐに上場できる規模の会社と考えられることから、新興市場に上場する会社と同視し得るものとの考え方の下、新興市場の市場審査基準を基に、総資産価額等が算出されました。

ロ. Lの割合が0.75の会社

現行通達における取扱いと同様に、中会社(大)の基準のほぼ50%に相当する総資産価額等が算出されました。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: [pwjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

小林 和也

03-5251-2752

[kazuya.kobayashi@pwc.com](mailto:kazuya.kobayashi@pwc.com)

パートナー

遠藤 浩二郎

03-5251-2443

[kojiro.endo@pwc.com](mailto:kojiro.endo@pwc.com)

ディレクター

望月 文太

080-3592-6071

[bunta.b.mochizuki@pwc.com](mailto:bunta.b.mochizuki@pwc.com)

シニア マネージャー

飯島 哉文

080-3592-6448

[saimon.ijjima@pwc.com](mailto:saimon.ijjima@pwc.com)

シニア マネージャー

深田 かおり

080-4104-5412

[kaori.fukada@pwc.com](mailto:kaori.fukada@pwc.com)

シニア マネージャー

塩谷 洋子

080-3592-6068

[yoko.shionoya@pwc.com](mailto:yoko.shionoya@pwc.com)

マネージャー

佐々木 真美

080-3592-6111

[mami.sasaki@pwc.com](mailto:mami.sasaki@pwc.com)

マネージャー

林 雄高

080-4104-5418

[yutaka.y.hayashi@pwc.com](mailto:yutaka.y.hayashi@pwc.com)

マネージャー

中村 竹夫

080-4104-5493

[takeo.t.nakamura@pwc.com](mailto:takeo.t.nakamura@pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 590 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。